

府中市木造住宅耐震診断・耐震改修等助成事業のご案内

対象要件

- 1 昭和56年5月31日以前に建築された一戸建ての木造住宅(店舗等の用途を兼ねるものを含む^{※1})であること
- 2 所有者等^{※2}が現に居住し、かつ住民登録をしていること^{※3}
- 3 市税等の滞納がないこと

※1 店舗等の用に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の2分の1未満であるものに限ります。

※2 所有者等とは、所有者本人及び所有者の二親等以内の親族をいいます。

※3 耐震診断及び耐震改修は、現に居住している場合のほか、所有者等が診断・改修の実施後すみやかに居住する予定の場合も助成対象となります。また、耐震除却は、除却の実施前まで居住し、かつ完了時まで所有者等であり続けることを要件とします。

助成事業の種類

I 耐震診断 (2ページ)

上記の対象要件に該当する住宅の所有者等が耐震診断調査を実施した場合に助成対象となります。

II 耐震改修 (3ページ)

上記「I」の耐震診断調査の結果、上部構造耐力の評点が1.0未満と診断された住宅の所有者等が、改修後に評点1.0以上となる耐震改修工事を実施した場合に助成対象となります。

III 耐震除却 (4ページ)

上記「I」の耐震診断調査の結果、上部構造耐力の評点が1.0未満と診断された住宅の所有者等が、住宅全部の除却を実施した場合に助成対象となります。

IV 耐震シェルター等の設置 (5ページ)

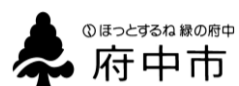
上記「I」の耐震診断調査の結果、上部構造耐力の評点が1.0未満と診断された住宅の所有者等で、高齢者のみ世帯又は障害者と同居の世帯の方が設置した場合に助成対象となります。

各助成事業共通のご案内

- ・原則として、契約等を行った年度内に事業が完了するようにしてください。
- ・各助成事業の予算には限りがあります。必ず事前に市へ、助成金の交付が可能かどうかお問い合わせください。

<お問い合わせ・ご相談窓口>

府中市都市整備部建築指導課 住宅耐震化推進係
府中市役所本庁舎8階 電話 042-335-4173



I 耐震診断

◆助成額：耐震診断に要した費用の3分の2（限度額12万円）

◆対象

1 ページに記載の対象要件に該当する方が対象です。

◆手続きの流れ

1 建築指導課で事前相談

耐震診断助成を希望する方は、はじめに建築指導課で事前相談を行ってください。

2 事前相談に必要な書類

①～③の書類・認印・本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード（顔写真付き）などの1点、又は保険証と診察券などの2点）を市へお持ちください。

- ① 府中市木造住宅耐震診断相談書（市様式）
 - ② 納税義務に関する確認の同意書（市様式）
 - ③ 家屋所在証明書（府中市役所本庁舎1階 総合窓口9番で発行）
 - ・ 所有者の承諾書（居住者が所有者以外の場合・市様式）
 - ・ 所有者との続柄がわかるもの（居住者が所有者以外の場合・戸籍謄本等）
- ※ 対象要件等により、その他の書類が必要な場合があります。
※ 建築確認申請図書（図面等）がある場合は、参考にお持ちください。

3 相談結果通知

相談書の受付後1週間程度で、助成金の交付の要否について、「府中市木造住宅耐震診断調査助成金事前相談結果通知」を送付します。助成金の交付が必要と認められた場合、この通知を受けてから原則として3か月以内に、耐震診断調査を実施してください。

4 耐震診断調査の実施

耐震診断調査は、「木造住宅の耐震診断と補強方法（一般財団法人日本建築防災協会発行）」の最新の図書に基づき、調査機関で調査を行ってください。

調査機関は、市内に事務所を有し、原則として一般社団法人東京都建築士事務所協会南部支部に所属する建築士となります。（詳細は7ページをご覧ください）

5 助成金の交付申請・請求手続き

耐震診断調査が終わったら、次の①～⑤の書類・認印・振込み先の預金通帳（郵便局を除く）の写し（表紙・2ページ目）を市へお持ちください。

- ① 府中市木造住宅耐震診断調査助成金交付申請書（市様式）
- ② 耐震診断委託契約書（約款を含む）の写
- ③ 耐震診断調査結果報告書
- ④ 耐震診断調査費用領収証の写
- ⑤ 請求書及び口座振替依頼書（市様式）

6 助成金の支払い

交付申請及び関係書類の審査後、「府中市木造住宅耐震診断調査助成金交付決定通知書」により助成金の交付を通知し、助成金を指定の口座に振込みます。

Ⅱ 耐震改修

◆助成額：耐震改修に要した費用の2分の1（限度額110万円）

◆対象

耐震診断を行った結果、上部構造耐力の評点が1.0未満と診断された住宅の所有者等で、改修後に評点1.0以上となる耐震改修工事を行う方が対象です。

工事施工業者は、市内に建設業の「建築工事業の許可」を得た事業所があり、むさし府中商工会議所が行う耐震補強に関する講習会を受講した業者で行ってください。

※対象となる工事施工業者については、むさし府中商工会議所（8ページ）に問合せください。

※補強設計及び工事監理業務は、市内に事務所を有し、原則として一般社団法人東京都建築士事務所協会南部支部に所属する建築士に委託してください。（耐震改修等費用には工事監理費は含みません。）

◆手続きの流れ

1 助成金の交付申請

工事請負契約・工事監理契約前に次の①～⑥の書類と認印を市へお持ちください。

- ① 府中市木造住宅耐震改修等助成金交付申請書（市様式）
- ② 工事見積明細書の写
- ③ 補強設計契約書（約款を含む）の写
- ④ 工事施工業者の建設業許可書及び耐震補強講習会受講修了書の写
- ⑤ 耐震診断調査の結果（評点）がわかるもの
- ⑥ 工事内容及び耐震改修後に評点1.0以上となることわかるもの

・ 所有者の承諾書（居住者が所有者本人以外の場合・市様式）

※ 対象要件等により、その他の書類が必要な場合があります。

2 工事着手届の提出

助成金交付申請の審査後、助成対象と認められた場合は「府中市木造住宅耐震改修等助成金交付決定通知書」を送付します。この通知を受けた後に工事請負契約・工事監理契約を結び、工事に着手してください。

着手後に、次の①～②の書類を市へお持ちください。

- ① 着手届出書（市様式）
- ② 工事請負契約書・工事監理契約書（各約款を含む）の写

また、工事期間中、工事金額の変更や内容の大きな変更が生じる場合、または工事を中止する場合は、変更の届出又は申請等を速やかに行ってください。

3 助成金の完了報告・請求手続き

耐震改修工事が完了したら、次の①～⑤の書類・認印・振込み先の預金通帳（郵便局を除く）の写し（表紙・2ページ目）を市へお持ちください。

- ① 府中市木造住宅耐震改修等完了報告書（市様式）
- ② 工事費領収証の写
- ③ 工事監理報告書及び工事施工箇所ごとの工事写真（着工前、中間、完了）
- ④ 耐震改修後に評点1.0以上となったことわかるもの
- ⑤ 請求書及び口座振替依頼書（市様式）

4 助成金の支払い

完了報告及び関係書類の審査後、「府中市木造住宅耐震改修等助成金交付額通知書」により助成金の交付を通知し、助成金を指定の口座に振込みます。

Ⅲ 耐震除却

◆助成額：除却に要した費用の2分の1（限度額50万円）

◆対象

耐震診断を行った結果、上部構造耐力の評点が1.0未満と診断された住宅の所有者等で、住宅全部の除却を行う方が対象です。

◆手続きの流れ

1 助成金の交付申請

工事請負契約前に、次の①～⑤の書類と認印を市へお持ちください。

- ① 府中市木造住宅耐震改修等助成金交付申請書（市様式）
 - ② 工事見積明細書の写
 - ③ 工事施工業者の建設業許可書又は建設リサイクル法の登録証の写
 - ④ 耐震診断調査の結果（評点）がわかるもの
 - ⑤ 申請時点での住宅の所有者がわかるもの
 - ・ 所有者の承諾書（居住者が所有者本人以外の場合・市様式）
- ※ 対象要件等により、その他の書類が必要な場合があります。

2 工事着手届の提出

助成金交付申請の審査後、助成対象と認められた場合は「府中市木造住宅耐震改修等助成金交付決定通知書」を送付します。この通知を受けた後に工事請負契約を結び、着手してください。

着手後に、次の①～②の書類を市へ提出してください。

- ① 着手届出書（市様式）
- ② 工事請負契約書（約款を含む）の写

また、工事期間中、工事金額の変更や内容の大きな変更が生じる場合、または工事を中止する場合は、変更の届出又は申請等を速やかに行ってください。

住宅を除却して転居される方で、転居する前に転居前の旧住所で交付申請を行った場合は、転居後すみやかに、新住所の住民票を添えて住所変更の届出を行っていただく必要があります。

3 助成金の完了報告・請求手続き

除却工事が完了したら、次の①～④の書類・認印・振込み先の預金通帳（郵便局を除く）の写し（表紙・2ページ目）を市へお持ちください。

- ① 府中市木造住宅耐震改修等完了報告書（市様式）
- ② 工事費領収証の写
- ③ 工事写真（着工前、中間、完了）
- ④ 請求書及び口座振替依頼書（市様式）

4 助成金の支払い

完了報告及び関係書類の審査後、「府中市木造住宅耐震改修等助成金交付額通知書」により助成金の交付を通知し、助成金を指定の口座に振込みます。

IV 耐震シェルター等の設置

◆助成額：耐震シェルター等の設置に要した費用の4分の3
(限度額30万円)

◆対象

耐震診断を行った結果、上部構造耐力の評点が1.0未満と診断された住宅の所有者等で、当該住宅に耐震シェルター等（東京都が安価で信頼できるとして都民に公表している耐震シェルター等をいう。）を設置し、かつ、次の1～4の要件のいずれかに該当する方が対象です。

- 1 65歳以上の者のみで構成された世帯に属すること。
- 2 身体障害者手帳（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により都道府県知事から交付をされる手帳をいう。）に記載された障害の級が1級又は2級の者と同一の世帯に属すること。
- 3 精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45号の規定により都道府県知事から交付される手帳をいう。）に記載された障害の級が1級の者と同一の世帯に属すること。
- 4 愛の手帳（東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年民児精発第58号）の規定により東京都知事から交付される手帳をいう。）に記載された障害の度数が1度又は2度の者と同一の世帯に属すること。

◆手続きの流れ

1 助成金の交付申請

工事請負契約前に、次の①～④の書類と認印を市へお持ちください。

- ① 府中市木造住宅耐震改修等助成金交付申請書（市様式）
 - ② 工事見積明細書の写
 - ③ 耐震診断調査の結果（評点）がわかるもの
 - ④ 助成対象であることがわかるもの（世帯全員が記載された住民票等及びシェルター等の品名・仕様等がわかるもの）
 - ・ 所有者の承諾書（居住者が所有者本人以外の場合・市様式）
- ※ 対象要件等により、その他の書類が必要な場合があります。

2 工事着手届の提出

助成金交付申請の審査後、助成対象と認められた場合は「府中市木造住宅耐震改修等助成金交付決定通知書」を送付します。この通知を受けた後に工事請負契約を結び、着手してください。着工後に、次の①～②の書類を市へ提出してください。

- ① 着手届出書（市様式）
- ② 工事請負契約書（約款を含む）の写

また、工事期間中、工事金額の変更や内容の大きな変更が生じる場合、または工事を中止する場合は、変更の届出又は申請等を速やかに行ってください。

3 助成金の完了報告・請求手続き

設置工事が完了したら、次の①～④の書類・認印・振込み先の預金通帳（郵便局を除く）の写し（表紙・2ページ目）を市へお持ちください。

- ① 府中市木造住宅耐震改修等完了報告書（市様式）
- ② 工事費領収証の写
- ③ 工事写真（着工前、中間、完了）
- ④ 請求書及び口座振替依頼書（市様式）

4 助成金の支払い

完了報告及び関係書類の審査後、「府中市木造住宅耐震改修等助成金交付額通知書」により助成金の交付を通知し、助成金を指定の口座に振込みます。

◎耐震改修促進税制について

所得税額の住宅耐震改修特別控除

住宅耐震改修特別控除とは、個人が、自らが住んでいる住宅について平成33年(2021年)12月31日までの間に住宅耐震改修を行った場合、所得税額から一定の額を控除するものです。

平成26年4月1日から平成33年(2021年)12月31日までに住宅耐震改修をした場合に、「住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用」の額の10%に相当する額(新消費税率(8%又は10%)が適用される場合は上限25万円、改正前の消費税率(5%)のみが適用される場合は上限20万円)を、その年分の所得税額から控除するものです。

府中市の耐震改修助成金の交付を受け、上部構造耐力の評点を1.0以上とする耐震改修を行った方には、特別控除を受けるための確定申告に必要な「住宅耐震改修証明書」を、市が発行します。

住宅耐震改修特別控除の手続き方法等については、お近くの税務署で確認してください。(武蔵府中税務署 電話042-362-4711)

固定資産税の減額

既存住宅を耐震改修した場合、申告により固定資産税が減額されます。対象となる条件や減額期間などの詳細については、資産税課家屋係(府中市役所本庁舎2階 電話042-335-4446)で確認してください。

◎耐震診断の実施機関について

耐震診断は、一般社団法人東京都建築士事務所協会南部支部に所属の建築士が実施いたします。

2 ページ (3) に記載しました「府中市木造住宅耐震診断調査助成金事前相談結果通知」が届きましたら、以下の事務局にご連絡いただき、耐震診断を行う建築士を決めてください。

【事務局】 府中市白糸台6丁目58-4
 (株)安村建設コンサルタント内
 TEL 042-363-1100
 FAX 042-363-5350

一般社団法人東京都建築士事務所協会 南部支部とは・・・

建築士事務所協会は建築士事務所の唯一の法定団体です。

東京都建築士事務所協会南部支部は、地域密着活動の区、市、郡部の行政庁毎におかれた29支部の一つです。上部団体として日本建築士事務所協会連合会が全国組織としてあります。

府中市をはじめとして調布市、狛江市、三鷹市、小金井市、多摩市、稲城市内の設計事務所が会員となっております。

住まいをはじめとするいろいろな建物を新しく建てようとするとき、今の建物をこれからも大事に使い続けていくために必要な手入れ、修繕あるいは暮らしやすくするための増改築などのリフォームを考えると、地震や火災から建物を守ること、建設工事の契約や工事後の不具合などのときに役立つ専門家集団です。

◎耐震改修工事の工事施行業者について

耐震改修助成の対象となる工事施工業者については、以下の連絡先までお問い合わせください。

【問合せ】 むさし府中商工会議所 中小企業相談所

府中市緑町3-5-2（京王線東府中駅下車北口徒歩1分）

TEL 042-362-6421

FAX 042-369-9889

※「市の助成を利用する耐震改修工事の件」とお問い合わせください。

※担当者が不在の場合は、連絡先をご伝言ください。折り返しご連絡いたします。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

府中市都市整備部建築指導課 住宅耐震化推進係
市役所本庁舎8階 電話 042-335-4173